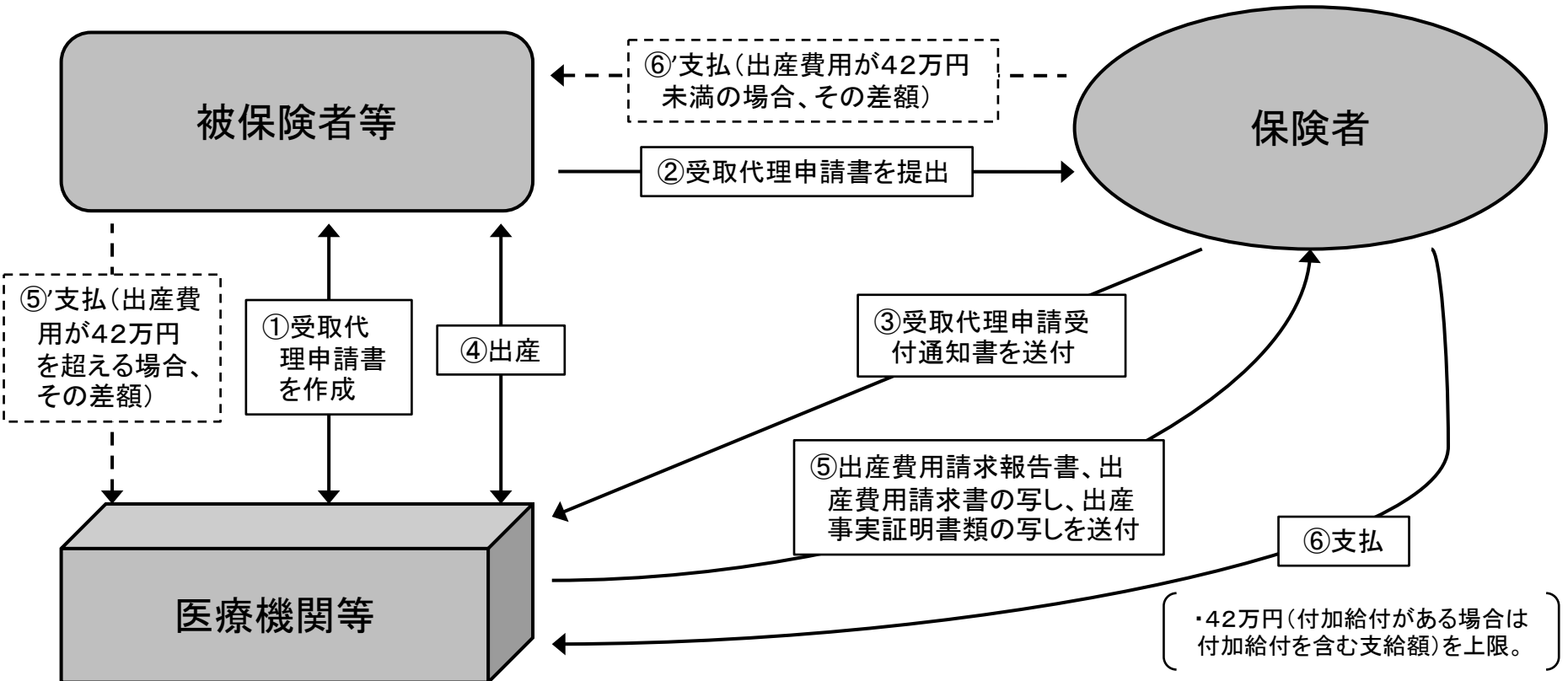


# 出産育児一時金等の受取代理制度について

- 平成23年4月以降の出産について、制度を利用できます。
- ただし、申請等の手続きは、平成23年3月から可能です。



※対象者:被保険者等又はその被扶養者等が出産予定日まで2か月以内の方です。

※対象医療機関等:年間分娩件数100件以下の診療所、助産所や正常分娩に係る収入の割合が50%以上の診療所、助産所を目安として、受取代理制度を導入する医療機関等は、厚生労働省に届出を行う必要があります。

※「42万円」とあるのは、妊娠22週未満での出産や、産科医療補償制度に未加入の医療機関等における出産の場合は、「39万円」となります。

# (救急搬送などにより、急遽、医療機関等を変更した場合)

※「42万円」とあるのは、妊娠22週未満での出産や、産科医療補償制度に未加入の医療機関等における出産の場合は、「39万円」となります。

